

## I. はじめに

我々パチンコ業者は受動喫煙の健康被害について日頃から強い関心を抱いておりますし、今回の条例案の趣旨そのものについて反対ではないと表明してきております。

昨年12月に示された骨子案のような内容では、一律に適用された場合には喫煙率が高いという問題や経営に影響を与えることや、風俗営業法の厳しい規制を受ける業界としては、まさに死活問題であると指摘してまいりましたが、新しく公表されました条例案では、パチンコ事業のこうした特殊性について十分ご理解を頂き、パチンコホールは、一律の「禁煙」、「分煙」の対象からは除外されることとなりましたが、我々パチンコ業者は、健康増進法を基本とする本条例案の趣旨を十分理解し、これをパチンコという娯楽の特殊性に照らしてどのように実現していくかということについて、真摯に検討いたしましたので、その具体的な内容についてご説明をさせていただきます。

## II. 健康増進法の受動喫煙の防止の趣旨

### 1. 受動喫煙の定義と健康増進法の基本的な考え方

本条例は、基本的に国が定める健康増進法の趣旨をより一層推し進めことを目的としたものと考えられますが、議論を始めるに当たって、正確にこの「受動喫煙」の定義を理解しておく必要があると考えます。

この点健康増進法では、第25条において受動喫煙を「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう」と定義しています。

本条例案も同じく、2定義で

「(1) 受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう」としており、

また、1目的はこの定義を前提に

「県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進し、及び未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を講ずる」と

とされています。

また、公共的施設の区分に関する説明においても

「意思に反する受動喫煙の防止」と「未成年者の保護」が本条例の目的であると明示しています。

これらの規定から、

- 1) 他人のたばこの煙を吸うことを強制されない。
- 2) 知らないうちに他人のたばこの煙を吸わされる。
- 3) 十分な判断能力の子供を他人のたばこの煙を吸う環境におかない。

というのが健康増進法の趣旨と考えられます。

これは、例えば、喫煙場所であることを知りながら、自分の意思であえてそこに入室した大人が他

人のたばこの煙を吸ったとしても、この場合には、「他人のたばこの煙を吸わされた」とは言えず、その人が自分は受動喫煙をさせられない権利を侵害されたと主張することは不合理であるという常識にも符合するものです。

本条例の受動喫煙防止の規制も、基本的にこの趣旨にそったものでなければいけないはずです。

## 2. 第1種施設についての禁煙の義務づけの合理性

本条例案では、市役所や病院などの第1種施設については、公共的空間を禁煙とすることを義務づけています。これらの施設については、利用者がその利用について、代替性がないか、もしくは極めて低い施設ですので、利用者は「他人のたばこの煙」を吸わされる可能性があってもその場所を利用せざるを得ず、實際上「他人のたばこの煙」を自分の意思に反して吸わされることとなります。従って、このような施設（第1種施設）については、受動喫煙をさせられない権利を保護するためには、禁煙を義務づける以外有効な方法はないと考えられますし、禁煙を義務づけることには、合理性があることが認められます。

また、第1種施設は、受動喫煙の危険性を十分に認識する能力のない未成年の立ち入りが制限される施設ではなく、むしろ、これら未成年が立ち入ることが当然の前提となっている建物ですから、未成年者の受動禁煙を避けるためにも、禁煙を義務づけることには、強い合理性があると考えられます。

禁煙を義務づけられる施設の側の負担という観点から考えると、公的機関については、営業の自由を考える必要はなく、その財政的負担を含め問題にはならず、国民の権利の制限という側面を考えても、第1種施設に属する公的施設の中で、一般的に禁煙としたからといって、喫煙の権利が侵害されるわけではなく、受動喫煙を避ける権利との比較からいって問題となりません。

これに対し、第1種施設に該当する施設のうち、民間の施設については、営業の自由という憲法上の権利を考慮に入れる必要があり、禁煙とすることによる民間事業者の財政的負担、経済的損失、必要性との関係、他に受動喫煙を避ける方法がないか、更には、法律が努力目標としているのを超えて、義務化させることまでの必要性があるか等を個別に考えていく必要がありと考えますが、ここではこれ以上立ち入りません

## 3. 第2種施設についての義務づけの合理性

条例案は、第1種施設と比較して代替性が高い施設又は未成年の利用が少ない（予定されていない）施設を第2種施設として区分しています。

しかし、現実には、この第2種施設とされているものには、代替性が高いが未成年の利用が予定されている施設（例えば、ファミリーレストラン、百貨店）と代替性も高くしかも未成年の利用が予定されていない施設（例えば、バー、パチンコホール）の二つが含まれており、この両者について同様の規制が必要だとするのは、健康増進法の受動喫煙の定義に照らして大いに疑問です。

なぜなら、代替性も高くしかも未成年の利用が予定されていない施設においては、子供の受動喫煙の点は考慮する必要がないわけで、後は、「県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境」が整っているか否かが問題となるだけであって、この点については、当該施設が受動喫煙の危険のある施設であるか否かがあらかじめ判っていれば、利用者は自分の判断で当該施設を利用するか否かを決定することができるのであって、当該施設に「禁煙」、「分煙」、「喫煙」の表示を義務づけることで、「県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境」の整備が十分に可能となると考え

られるからです。

その意味でも、今回パチンコホールが一律の規制対象から外れたことは、健康増進法の趣旨、条例の趣旨に照らしても一貫したものと考えております。

憲法94条は、地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定できるものとされており、条例が法律の授権もなしに、国民の権利を制限し、負担を義務づけるためには、当該権利の制限、負担の義務づけを正当化するだけの十分な必要性、合理性が必要であり、しかも当該目的を達成するために、他により負担の少ない方法が存在しない場合に限定されます。

従って、もし、第2種施設のような広範な定義の施設について、それぞれの業態毎に、負わなければならない負担や損失をきちんと分析、考慮することなく、一律の義務を課すようなことがあれば、それ自体憲法の定める地方公共団体の権限を越えたものとなる可能性があります。

この点からも、パチンコホールを規制の対象外としたことは、正当な判断であると考えられます。

### Ⅲ. パチンコホールの自主的な受動喫煙防止のための措置

私たちは、私たちができる範囲で、自らが死活問題につながらないための受動喫煙防止の措置を考えてまいります。

#### 1. パチンコホールの自主的な措置（案）

パチンコホールについては、禁煙、分煙のいずれかを義務づけられることはありませんが、神奈川県下のパチンコホールについては、

**「その入り口に「禁煙店」、「分煙店」、「喫煙店」区分を明示し、喫煙店については、必要であれば、受動喫煙による健康被害が生ずるおそれについても判りやすく記載したものを掲示する」**

という措置を自主的にとることによって、受動喫煙の防止という健康増進法の目的達成に寄与したいと考えています。

これは、パチンコホールの入り口に「禁煙」、「分煙」、「喫煙」ではないということをはっきり明示するわけですから、入店するお客様は、あらかじめその店の喫煙に対する設備を理解した上で、自ら選択して来入店することができるようになり、

- 1) 他人のたばこの煙を吸うことを強制されない。
- 2) 知らないうちに他人のたばこの煙を吸わされる。

という事はなくなるはずです。

なお、パチンコホールは18歳未満の入場は禁じられており、もともと、

3) 受動喫煙の危険性を十分認識できない子供を他人のたばこの煙を吸う環境におかないという問題はもともと生じません。

従って、この措置によって健康増進法の受動喫煙の防止のための措置としては十分であると考えられます。

## IV. パチンコホールの喫煙規制に関する県民の意見との整合性

### 1. 県民の調査結果との整合性

「受動喫煙に対する県民意識調査」（以下、「県民意識調査」といいます）の間8、「あなたは神奈川県が受動喫煙を防止するために条例で、多くの人を利用する施設のうち官公庁施設など公共性がより高いと思われる施設（以下、このアンケートでは「公共的施設」といいます）での喫煙を規制することについて、どのようにお考えですか」

という設問については、88.5%が賛成であるという回答をしています。

この回答からは、本条例案でいうところの第1種施設についての喫煙の規制については、88.5%の県民が賛成しているということが言えます。

しかし、これはあくまで第1種施設にのみ言えることであり、逆に、問11の

「あなたは受動喫煙を防止するために、公共的施設での喫煙を条例で規制する場合、規制の対象とすることが望ましいと思う施設はどれですか。次の中から当てはまるものを全て選んでください」との設問に対して、「ゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設」を規制の対象とすることが望ましいと回答したものは、32.3%にすぎません。つまり、県民は三分の一に満たず、三分の二以上の県民は、「ゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設」を規制の対象として望ましいとは考えていないということが示されているのです。

更に、この設問では「ゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設」への規制という形で、ゲームセンターのように子供も利用する施設とパチンコ店のように子供の利用があり得ない施設とを区分しておらず、もし、この設問をパチンコ店に限定すれば、更に規制が望ましいとする回答は少なかったはずと考えられます。

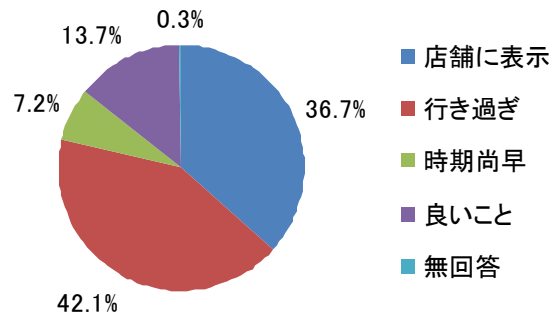
このように、県民意識調査の結果でも、パチンコホールについて喫煙規制の対象に必要がないという意見の方が圧倒的に多かったとすることができます。

### 2) 利用者である県民の声

パチンコホールに対する喫煙規制によって最も影響を受けるのは、言うまでもなくパチンコホールのお客様です。お客様の大半は神奈川県民です。

神奈川県遊技場組合は傘下ホールの協力を得て、1万6,415人のパチンコのお客様のご協力を仰ぎアンケートを実施いたしました。[アンケートの詳しい内容](#)

このアンケート調査の結果では、パチンコのお客様のうち、パチンコ店を禁煙することが良いことだとする人は、わずか13.7%であり、「(規制については)行き過ぎではないかと思う」が42.1%、「禁煙・分煙・喫煙できる店かは店側が表示し、店選びは客の判断に任せるべきである」が36.7%を占めています。



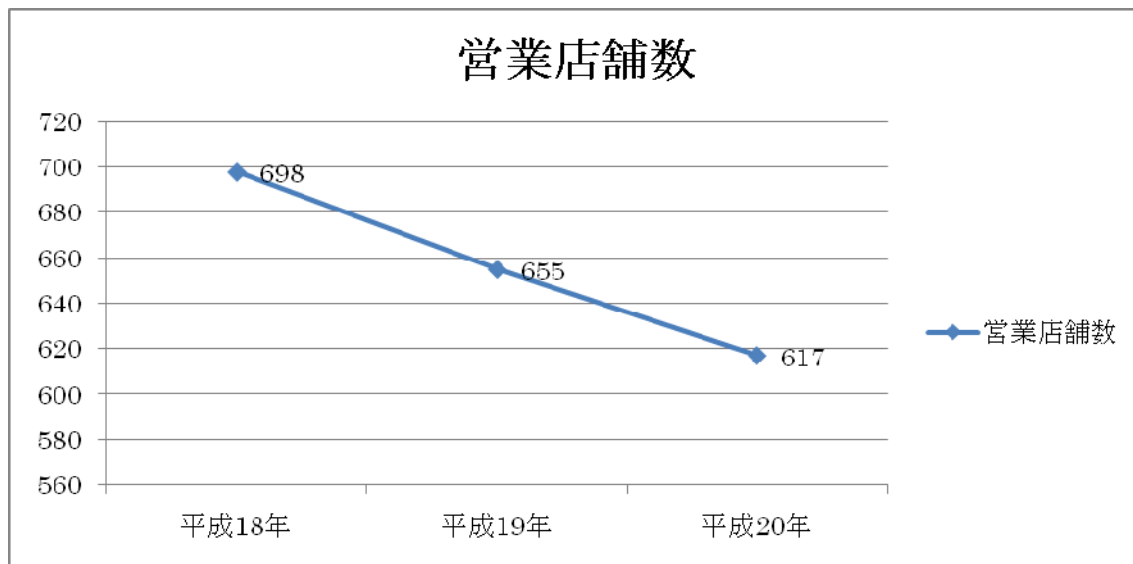
3) パチンコホールへの喫煙規制除外は県民の意思を反映したもの

以上からも明らかな通りパチンコホールは喫煙規制の対象外とするという今回の条例案は、県民の意向を十分に尊重したものといえます。

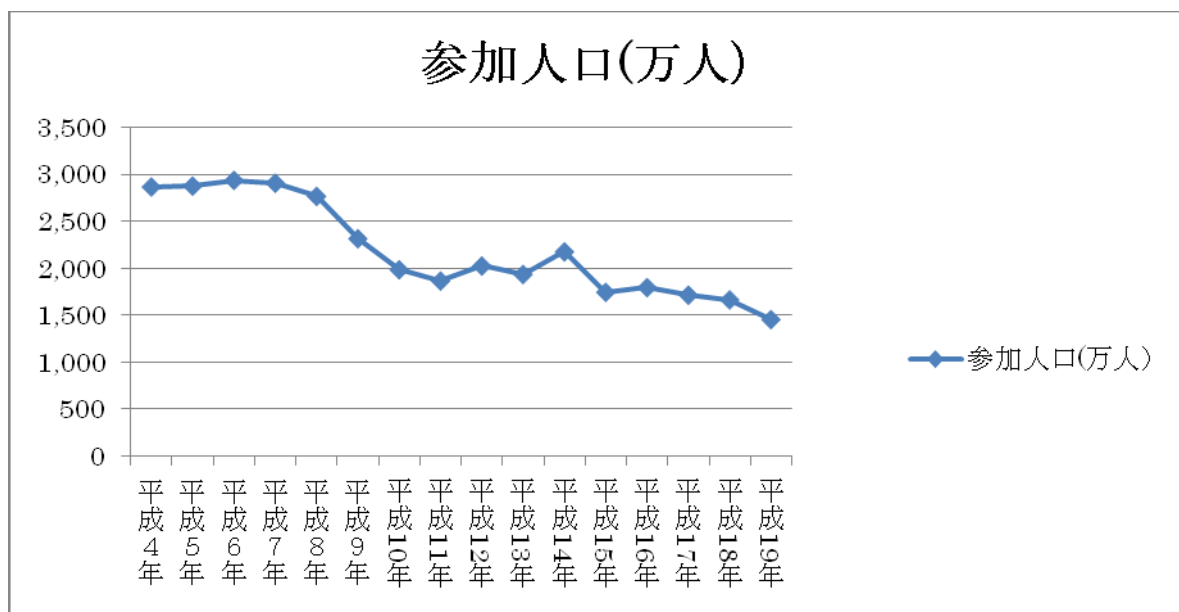
## V. パチンコ業者経営への致命的悪影響の回避

### 1. 現状のホール経営の状況

下記は県内のパチンコホール数の推移を示すグラフですが、近年急速に廃業する店舗が増えていることがおわかり頂けると思います。（神奈川県遊技場協同組合調査）

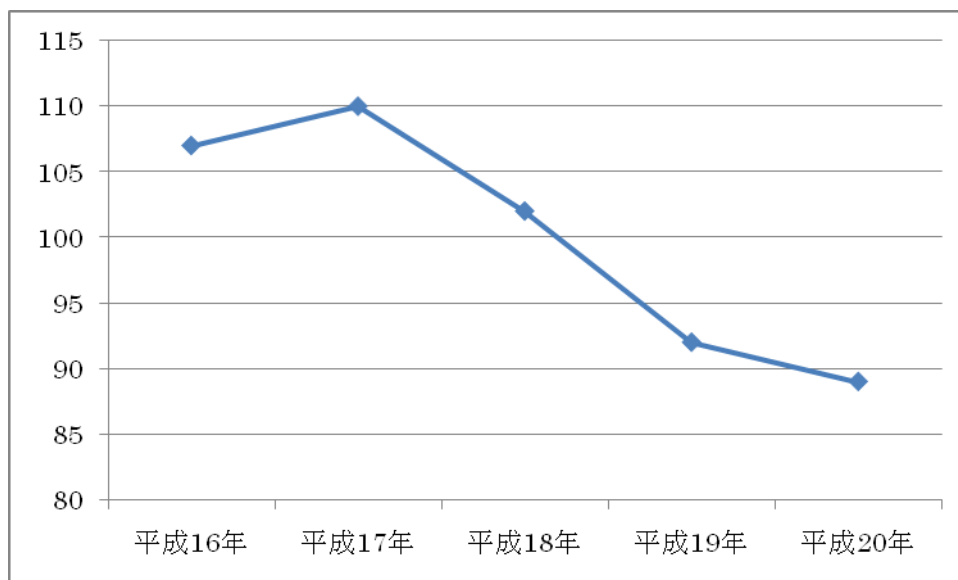


次いで、全国の来店者数の推移です。残念ながら、来店者数も減少しています。（レジャー白書より）



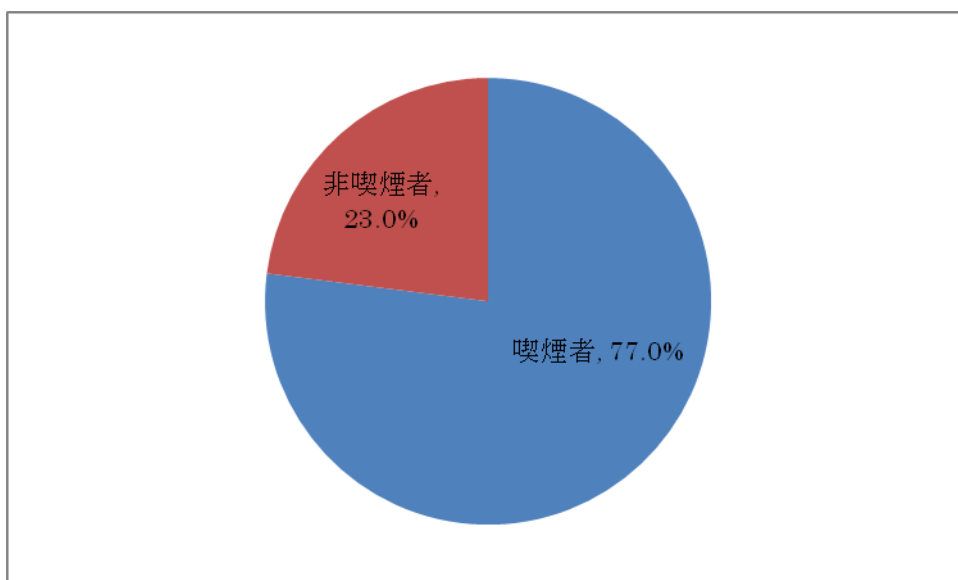
さらに、ここ5年間のパチンコ店の全国平均売上の推移をみましても、顕著な減少をみせており、ますますパチンコ店の経営環境は悪化しています。

(ダイワ電機 SIS データの平均台売×設置台数 300 台＝平均売上とする。ここ5年間の平均売上を100とした場合の比較。)

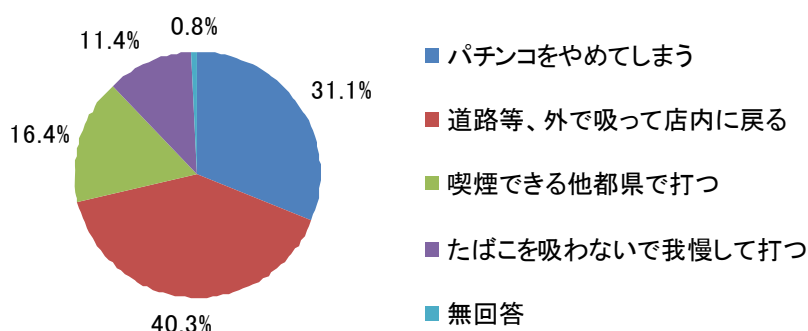


### 3. 全面禁煙とした場合の経済的負担と営業への影響

神奈川県遊技場組合によるパチンコのお客様に対するアンケートの結果、パチンコのお客様のうち、約77%の方が喫煙されるお客様ということが判りました。神奈川県のパチンコのお客様人口が約80万人と推計されるので、喫煙者のお客様は実に約62万人いるということになります。



そして、喫煙されるお客様に対する、もし、禁煙となった場合にどうしますかとの質問については、32.1%の方がパチンコをやめると回答され、16.4%のお客様がたばこが吸える神奈川県外のパチンコ店に行くと言っています。



このアンケート結果からは、ホールが禁煙とした場合には、喫煙者の48.5%のお客様をなくす、つまり、全体の $48.5 \times 0.77 = 37.35\%$ のお客さんを失うということを意味します。

更に、40.3%のお客様がたばこを「道路等、外で吸って店内に戻る」と回答されていますが、我々業者の経験に照らして、一端遊技を中止して店外に出たお客様の中から相当程度の割合で再び店に戻ってこない方がいらっしゃるかと判断しておりますが、これにより売上も大きく減少します。

現状で、3分の1以上のお客様を失って営業を継続できるパチンコホールはありません。

現実を見ても、横浜市内のパチンコホールが、平成20年5月10日にパチンコについて全面禁煙とした例があります。このホールは県知事も視察したのですが、しかし、経営的に成り立たず、同年9月15日には閉店しています。

従って、「禁煙」は現実にはパチンコホールにとってあり得ないとは言えないまでも、気編めて非

現実的な選択と言って良いでしょう。

#### 4. 分煙設備設置の困難さと分煙効果への疑問

パチンコホールが分煙をするには、まず、多額の費用負担と様々な損失を覚悟しなければなりませんし、加えて、廃業の危険性もあるのです。また、パチンコという遊技の特殊性のため、分煙による受動喫煙防止の効果は期待できないのです。

以下、このことを明らかにしていきます。

##### <分煙設備の費用>

神奈川県下の平均的なパチンコホールの規模は、台で346台程度、分煙設備とするには面積も十分に検討する余裕がないと考えることができます。この平均的なパチンコホールが分煙とした場合の負担、損失としては、次のようなものが考えられます。

##### (1) 分煙設備を作る直接的費用

条例に定められた内容の分煙設備設置のための直接的な費用は、約1,160万円程度と推測されます。[集計の詳細はこちらの資料](#)をご覧ください。

##### (2) 分煙設備による台の減少による売上減

標準的なホールでは、必要な分煙設備を設置するためには、喫煙部分と禁煙部分を分離する境界を設ける必要がありますが、そのためには30台から50台程度の遊技機スペースを境界設備のために割く必要があります。そのための損失は、

年間約6,325万円程度と推定されます。[集計の詳細はこちらの資料](#)をご覧ください。

##### (3) 分煙設備設置のための休業による売上減

分煙設備を設置するためには、風俗営業法との関係で最短で1ヶ月（場合によっては2ヶ月以上かかる可能性があります。）程度休業することが必要となります。そのための損失は、

約4,420万円程度と推定されます。[集計の詳細はこちらの資料](#)をご覧ください。

特にこのような、費用負担は小さな業者ほど大きな負担となることは明らかであり、その意味では、本条例は、中小業者により重い負担を強いるという側面を持っています。

##### <風営法上の問題と廃業となる可能性>

更に大きな問題は、条例が求める分煙を実施するためには、分煙のための境界が必要ですが、この強化を設けることによって、風俗営業法上、喫煙部分と禁煙部分とが別々の遊技施設として判断される可能性があります。

従って、分煙の為に必要な改造をするためには、改めて、パチンコ営業をするための風俗営業法の許可を取らなければならなくなります。もし、当初の営業許可を得た後、近隣に学校や幼稚園、病院などができていた場合には、風俗営業法上の許可は得ません。そうなれば、ホールそのものを閉めなければならなくなります。

##### <分煙設備設置の効果への疑問>

しかも、これだけの負担と危険をおかして分煙設備を設けたとしても、受動喫煙防止にどれだけの効果があるのかは、大きな疑問なのです。それは、パチンコの遊技スタイルによります。

まず、現在全国のパチンコホールに設置されている遊技台の種類は、約5,430種とも言われており、現実に県内を見た場合、各ホールは平均100種類の遊技台を設置しています。

パチンコの場合には、レストランなどと異なりお客様を一定の席にご案内し、お客様は原則として一貫してその場所にいるというものではありません。お客様は、自分の気に入った台が見つかるまで、様々な種類の台、同じ種類でも異なる台を転々と、それぞれホールの端から端まで動き回るのです。

まず、禁煙部分、喫煙部分で同じだけの種類の台を提供するという事は、不可能であり、従って、禁煙部分で遊ぶお客様と喫煙部分で遊ぶお客様に同様のサービスを提供することが不可能だという問題があります。

次に、お客様は、禁煙部分、喫煙部分にかかわらず、好みの台を探されると考えられますので、必ずしも非喫煙者が禁煙部分に留まるわけではなく、結局、喫煙者が禁煙台に、非喫煙者が喫煙台で遊戯するという事が常態化し、何のために分煙にしたのか判らないという状況になってしまうと予測されます。

## 5. 過大な負担、損失の回避

今回の、パチンコホールが一律の禁煙、分煙の対象から除外されることによって、神奈川県内の多数のパチンコ店は経済的に壊滅的な打撃を避けることができるのであり、神奈川県判断は正当であると考えます。

## VI. 業界としての受動喫煙防止への取り組み

先に述べましたように、我々はホールの入り口に受動喫煙に関する表示をするだけで、全て事足りると思っているわけではありません。

そもそも、たばこを吸う人も他人のたばこの煙を吸うのは嫌なものです。パチンコホールは、それぞれの店舗にあった方法で換気、排気、空調設備を設け、たとえ喫煙者であってもたばこの煙が気にならないような努力をしています。

その意味で、我々業者としてはお客様の要求するところに可能な限り併せて、快適な遊技環境を提供する努力は続けていきますし、そのような努力によって受動喫煙による健康被害を少しでも減らしていこうと考えています。

上記縷々述べて参りましたように、パチンコホールを一律の「禁煙」、「分煙」の対象施設に含めることは、お客様の意向に反するとともに、県内のパチンコホールに壊滅的な打撃を受けることとなります。

今後、業界としては、パチンコという遊技の特性に符合した受動喫煙による被害の減少に向けた方法を模索し、その実現に努力をして参ります。

また、更に、個々のパチンコホールは、今後も、それぞれの店舗にあった方法で換気、排気、空調設備を設け、たとえ喫煙者であってもたばこの煙が気にならないような努力をしたり、県の定める基準に合致しないまでも何らかの方法で分煙を実現するなど、個々のホール毎にお客様のニーズと経営的な可能性とを基本に、受動喫煙による健康被害を少しでも減らしていく努力をしていくことになると考えております。

我々パチンコ業界としては、このような業界として、また個々のホールの努力によって、今回の条例案に定める努力義務を実現できるものと信じております。